

給付額について

※中小企業は、1日あたりの売上高が25万円を超え、かつ1日あたりの売上高減少額が18万7,500円を超える場合に売上高減少額方式が売上高方式に比べ有利になります。

中小企業ですか？
大企業ですか？

中小企業

○飲食業…資本金等の額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
○カラオケなどのサービス業…資本金等の額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

大企業

「中小企業に該当しない会社」または「みなし大企業」

みなし大企業とは、次の①～④のいずれかに該当する中小企業

- ①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資
- ②大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資
- ③役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- ④その他大企業が実質的に経営を支配（大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など）する力を有していると考えられること。

中小企業

前年度又は前々年度の
4月及び5月（又は年間）の
飲食部門における
1日あたりの売上高が
以下のどれに当たりますか？

- ① 8万3,333円以下
- ② 8万3,333円超～25万円未満
- ③ 25万円以上

①

【売上高方式】

2万5,000円／日

②

【売上高方式】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割

③

前年度又は前々年度からの
本年4月及び5月の
飲食部門における
1日あたりの売上高減少額が
以下のどれに当たりますか？

- ① 18万7,500円以下
- ② 18万7,500円超（かつ1日あたりの売上高が25万円超）

①

【売上高方式】

7万5,000円／日

②

【売上高減少額方式】

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割
(上限)「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日あたりの売上高の3割」

大企業

【計算例】

1日あたりの売上高	1日あたりの売上高減少額	売上高方式		売上高減少額方式	
		1日あたりの給付額	1日あたり給付額	1日あたり給付額	1日あたり給付額
250,000	180,000	75,000	72,000	75,000	75,000
250,000	187,500	75,000	75,000	75,000	75,000
300,000	200,000	75,000	75,000	80,000	80,000

【売上高減少額方式】

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割
(上限)「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日あたりの売上高の3割」

特例について

○新規開店特例（時短要請月を基準に開店1年未満の店舗に対する特例）…開店以来の売上高等を基準に金額を算定することができる。

○合併・法人成り・事業承継特例…事業の継続性があると認められる場合に過去の売上高を基準に金額を算定することができる。

○罹災特例（罹災証明書等を有する者に対する特例）…災害の影響を受けて、前年又は前々年の時短要請月と同じ月の売上が減っている場合に前々々年の時短要請月と同じ月の売上高を基準に金額を算定することができる。